

町田市町内会・自治会等集会施設整備事業登録アドバイザー基準

目次

- 第 1 章 総則（第 1 - 第 5）
- 第 2 章 登録手続き（第 6 - 第 11）
- 第 3 章 責務・役割（第 12 - 第 21）
- 第 4 章 雑則（第 22 - 第 24）
- 附則

第 1 章 総則

第 1 目的

この基準は、町田市町内会・自治会等集会施設整備事業補助金交付要綱（2008年9月1日施行。以下「補助金交付要綱」という。）第20に規定する登録アドバイザーについて必要な事項を定めることにより、登録アドバイザーの円滑かつ適正な運用を図ることを目的とする。

第 2 登録アドバイザーの定義

補助事業の円滑かつ適正な運用を図ることを目的とし、補助事業の計画策定から事業終了まで公平中立な立場で補助事業を行う者及び町田市を支援する者で、市長が定めた基準を満たし、承認され登録された者をいう。

第 3 登録アドバイザーの職責

登録アドバイザーは、常に品位を保持し、業務に関する法令等及び実務に精通して、建築物の質の向上に寄与するように、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

第 4 登録アドバイザーの制限

次のいずれかに該当する者は、登録アドバイザーとすることができない。

- （1）契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者。
- （2）暴力団関係者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与している者。
- （3）自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしている者。

第5 登録アドバイザーの資格要件

登録アドバイザーは、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 個人にあつては、既に登録済みの法人の代表者、役員又は責任者（登録アドバイザー業務の責任を有する者をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (2) 法人にあつては、既に登録済みの個人が当該法人の代表者、役員又は責任者ではないこと。
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する一級建築士又は二級建築士の免許を有していること。なお、法人にあつては、責任者が当該免許を有していること。
- (4) 集会施設又は類似する施設の設計及び工事監理又はアドバイザーの実績を複数有していること。
- (5) 町田市内の集会施設において新築工事又は改修工事等のアドバイザー実績があり、町内会・自治会等からの推薦状を有していること。

第2章 登録手続き

第6 登録申請

登録アドバイザーに登録しようとする者は、「町田市町内会・自治会等集会施設整備事業登録アドバイザー登録申請書（第1号様式）」に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 履歴事項全部証明書（登記簿謄本又は商号登記簿謄本）
 - ア 法人又は商号登記している個人のみ
 - イ 発行日が申請日から3ヶ月以内であるもの
- (2) 身分証明書
 - ア 商号登記していない個人のみ
 - イ 本籍地の市町村長が発行するもの
 - ウ 発行日が申請日から3ヶ月以内であるもの
- (3) 登記されていないことの証明書
 - ア 商号登記していない個人のみ
 - イ 法務局が発行する成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がないもの
 - ウ 発行日が申請日から3ヶ月以内であるもの

- (4) 履歴書、法人概要又はプロフィール等申請者を説明する書類
- (5) 一級建築士免許書又は二級建築士免許書の写し
- (6) 申請時直前の決算手続きが終了している財務諸表（貸借対照表、損益計算書）
- (7) 集会施設又は類似する施設の設計及び工事監理又はアドバイザー業務実績書
- (8) 町内会・自治会等からの推薦状
- (9) 事務所又は事業所の所在を証する書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

第7 承認等

- 1 市長は、第6に規定する申請があったときは、その内容を審査し、「町田市町内会・自治会等集会施設整備事業登録アドバイザー承認（不承認）書(第2号様式)」により、当該申請者に通知する。
- 2 前項に規定する審査は、申請書類をもって実施するとともに、必要に応じて面接を実施する。

第8 名簿の作成

- 1 市長は、第7第1項の規定による承認した者を登録アドバイザー名簿に登録する。
- 2 前項に規定する名簿は、町内会・自治会等及び町田市公式ホームページ等で公表する。

第9 変更の届出

登録アドバイザーは、次に掲げる事項について変更があったときは、「町田市町内会・自治会等集会施設整備事業登録アドバイザー変更届（第3号様式）」に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 代表者氏名
- (4) 責任者の役職及び氏名
- (5) 責任者が所属する事務所又は事業所の住所又は所在地
- (6) 担当者の所属及び氏名
- (7) 連絡先電話及びFAX番号
- (8) 連絡先メールアドレス
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

第 10 報告義務

登録アドバイザーは、アドバイザー業務の実績を年 1 回、「町田市町内会・自治会等集会施設整備事業登録アドバイザー実績報告書（第 4 号様式）」により、市長に提出しなければならない。

第 11 登録の取消

市長は、登録アドバイザーが次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、登録を取消し、「町田市町内会・自治会等集会施設整備事業登録アドバイザー取消書（第 5 号様式）」により、当該者に通知する。

- (1) 登録アドバイザーから登録の取消しの届出があったとき。
- (2) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたことが判明したとき。
- (3) 第 4 に規定する登録アドバイザーの制限に該当するとき。
- (4) 第 5 第 3 号に規定する登録アドバイザーの資格要件を欠くこととなったとき。
- (5) 第 10 に規定する報告義務を怠ったとき。
- (6) 個人にあっては、死亡したとき又は業務が適切に遂行できなくなったとき。
- (7) 法人にあっては、破産手続開始の決定又は合併等の事由により解散したとき。
- (8) 町内会・自治会等の多大な損害を与えたとき。
- (9) 業務に関して不誠実な行為をしたとき。
- (10) 登録アドバイザーとして不適切と判断したとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

第 3 章 責務・役割

第 12 法令等の遵守

登録アドバイザーは、集会施設整備事業支援を行う場合においては、集会施設整備事業に係る法令又は条例等を遵守するとともに、補助金交付要綱及び町田市町内会・自治会等集会施設整備事業取扱基準（2008 年 9 月 1 日施行。以下「事業取扱基準」という。）に適合するようにしなければならない。

第 13 登録アドバイザーと設計者の兼務禁止

登録アドバイザー又は設計者は、特別の必要がある場合を除き、同一の集会施設整備事業について相互にこれを兼ねることができない。

第 1 4 秘密保持義務

登録アドバイザーは、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

第 1 5 信用失墜行為の禁止

登録アドバイザーは、登録アドバイザーの信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

第 1 6 知識及び技能の維持向上

登録アドバイザーは、集会施設整備事業支援に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。

第 1 7 支援の内容

登録アドバイザーは、次に掲げる事項について助言及び指導するものとする。ただし、集会施設整備事業の性質又は目的により該当のない事項については、支援の対象としないものとする。

- (1) 整備事業のスケジュール管理に関する支援
- (2) 補助金交付要綱及び事業取扱基準に規定する各種手続きに関する支援
- (3) 集会施設の機能、性能及び品質に関する支援
- (4) 整備事業のコスト管理に関する支援
- (5) 整備事業の計画策定に関する支援
- (6) 設計者の選定に関する支援
- (7) 設計図書類の精査に関する支援
- (8) 仕様書の作成に関する支援
- (9) 施工者の選定に関する支援
- (1 0) 施工の検査に関する支援
- (1 1) 完成引渡しに関する支援
- (1 2) 全各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める支援

第 1 8 設計内容の確認、工事の中間確認及び工事の完了確認

- 1 登録アドバイザーが集会施設整備事業支援を実施する場合には、事業取扱基準第 1 0 第 2 項、第 1 4 第 2 項及び第 1 5 第 2 項に規定する設計内容の確認、工

事の間確認及び工事の完了確認を実施しなければならない。

- 2 登録アドバイザーは、前項に規定する確認後、「町田市町内会・自治会等集会施設整備事業確認報告書（第6号様式）」に関係書類を添えて、市長に提出し確認の結果について報告しなければならない。

第19 維持管理計画書の作成等

- 1 登録アドバイザーが維持管理計画書を作成する場合には、市長が定めた標準に基づいて作成しなければならない。
- 2 登録アドバイザーは、前項に規定する維持管理計画書作成後、速やかに市長に提出しなければならない。

第20 契約の締結

登録アドバイザーは、町内会・自治会等に対して集会施設整備事業支援を実施することが決定したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、その記載を要しないものとする。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期間
- (4) 契約履行の場所
- (5) 履行内容
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 履行の遅延その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他損害金
- (8) 危険負担
- (9) かし担保責任
- (10) 契約に関する紛争の解決方法
- (11) その他必要な事項

第21 書類の整理保管

登録アドバイザーは、集会施設整備事業支援に係る作成書類を集会施設整備事業支援完了後5年間保存しておかなければならない。

第4章 雑則

第22 調査等

市長は、この基準の適正を期するため必要があると認めるときは、登録アドバイザーに対し、業務に関する報告を求め、又は関係書類その他の物件を調査し、助言及び指導することができる。

第23 登録アドバイザーに関する規定の準用

第3、第4、第12から第15まで、第17及び第20から第22までの規定は、登録アドバイザー以外の者が行う支援に対してもこれを準用する。

第24 委任

この基準に定めるもののほか、市民協働推進課の所管に係る集会施設整備事業登録アドバイザーに関し必要な事項は、市民部長が定めるものとする。

附 則

この基準は、2009年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、2010年4月1日から施行する。

第 1 号様式

年 月 日

町田市長 様

申請者

商号又は名称

住所又は所在地

代表者氏名

印

町田市町内会・自治会等集会施設整備事業登録アドバイザー登録申請書

町田市町内会・自治会等集会施設整備事業補助金に係る登録アドバイザーの承認をしていただきたく、町田市町内会・自治会等集会施設整備事業登録アドバイザー基準第 6 の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 責任者の役職及び氏名
- 2 責任者が所属する事務所又は事業所の住所又は所在地
- 3 担当者の所属及び氏名
- 4 連絡先電話及び F A X 番号
- 5 連絡先メールアドレス
- 6 添付書類

第2号様式

町 第 号
年 月 日

名 称

代表者 様

町田市長 印

町田市町内会・自治会等集会施設整備事業登録アドバイザー承認（不承認）書

年 月 日付けで申請のありました登録アドバイザーは、町田市町内会・自治会等集会施設整備事業登録アドバイザー基準第7第1項の規定により、下記のとおり承認（不承認）しますので通知します。

記

1 承認

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 代表者氏名
- (4) 責任者氏名
- (5) 責任者が所属する事務所又は事業所の住所又は所在地

2 不承認

理由

第3号様式

年 月 日

町田市長 様

届出者

商号又は名称

住所又は所在地

代表者氏名

印

町田市町内会・自治会等集会施設整備事業登録アドバイザー変更届

登録内容に変更が生じたので、町田市町内会・自治会等集会施設整備事業登録アドバイザー基準第9の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

変更事項	変更前	変更後
【添付書類】		

第4号様式

年 月 日

町田市長 様

報告者

商号又は名称

住所又は所在地

代表者氏名

印

年度町田市町内会・自治会等集会施設整備事業登録アドバイザー実績報告書

年度のアドバイザー業務の実績について、町田市町内会・自治会等集会施設整備事業登録アドバイザー基準10の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 添付書類

第5号様式

町 第 号
年 月 日

名 称

代表者

様

町田市長

印

町田市町内会・自治会等集会施設整備事業登録アドバイザー取消書

年 月 日付けで承認しました登録アドバイザーについては、町田市町内会・自治会等集会施設整備事業登録アドバイザー基準第11の規定により、登録を取消します。

記

1 取消理由

第6号様式

年 月 日

町田市長 様

確認者

商号又は名称

住所又は所在地

代表者氏名

印

年度町田市町内会・自治会等集会施設整備事業確認報告書

町田市町内会・自治会等集会施設整備事業取扱基準に規定する確認業務について、下記のとおり確認しましたので町田市町内会・自治会等集会施設整備事業登録アドバイザー基準第18第2項の規定により報告します。

記

- 1 集会施設の名称
- 2 補助事業の種類 新築・増築・改築・模様替・修繕・改修工事
- 3 確認の種類 設計内容・工事の中間・工事の完了
- 4 確認実施者
- 5 確認実施日 年 月 日
- 6 確認の内容